

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百十六回 真正護憲論のあゆみ（その六）

南出喜久治（令和5年3月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ  
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告) )

占領憲法を憲法として有効であるとする見解があります。これが現在、日本国において蔓延してゐる大嘘ですが、「赤信号みんなで渡れば怖くない」といふか、「赤信号みんなで渡れば青信号」といふ類ひの破廉恥な考へです。

その有効論の代表的な見解として、一世を風靡したのが、いはゆる「八月革命説」といふ学説です。

この見解は、宮澤俊義が提唱したものですが、現在では論理的に否定された過去の学説です。宮澤は、帝國憲法の改正には限界があるとの立場（以下「限界説」と略称）でした。この立場は戦前戦後を通じて搖るぎない通説の地位を占めてゐます。この限界説からは、帝國憲法の改正の限界を超えたとされる現行憲法は無効であるとするのが論理必然的な結論でした。

これに対し、改正には限界がないとする立場（以下「無限界説」と略称）からは、有効論を導きやすい状況にありました。しかし、宮澤は、自己保身からGHQの占領政策に迎合して有効論に鞍替へするために、ポツダム宣言を受諾した昭和20年8月に一種の「革命」があったといふ詭弁を唱へ、形式的に限界説を維持しつつも実質的には無限界説へと巧妙で劇的な変節を遂げたのです。

そして、この詭弁が当時から現在に至るまでの学界の主流となって、結果的には有効論が定着したのです。ところが、この八月革命説は、有効論の学者からもその論理的矛盾を指摘されて、今日では学問的にも否定されて、誰も相手にしません。

そもそも、革命といふ政治的現象は、革命勢力が国の内外の勢力による一切の干渉を排除して自律的に成し遂げるものであり、占領軍に支配されて独立を奪はれた状況で、革命を論ずることなどはあり得ないことで、革命の定義も、革命が何たるかも知らない宮澤が、

机上の空想として編み出したもので、言葉遊びに他なりません。

こんなことを主張すると、「いまごろ、まだそんなことを言つてゐるのか！」と言はれて恥をかくだけです。「ハチガツ」（八月）カクメイセツではなく、いまでは、「ハジカク」（恥かく）カクメイセツなのです。

八月革命説が成り立たない理由は、他にも多岐にわたりますが、その一つとして、ポツダム宣言受諾と降伏文書の調印によって国家が主権（独立）を失つた状態のもとで、その国家における国民主権を語ることができるのか、といふ批判に八月革命説は全く答へられないからです。

また、この批判は、八月革命説だけでなく、有効論全体に対しても投げかけられており、その意味では、両刃の剣となつてゐます。ともあれ、このやうに、占領憲法には、稀代の詭弁である八月革命説の手助けを受けて登場したといふ如何はしい出生の秘密があるのです。

占領憲法は、形式上は帝國憲法の改正法として成立したのですから、もし、帝國憲法とは別に「革命」として成立した新たな憲法であるといふのであれば、占領憲法の上諭にも明記されなければなりません。

上諭にはかうあります。

「朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。御名御璽」

帝國憲法第73条による帝國憲法の改正法として成立したと宣言させてゐるので、革命憲法ではないことが明らかです。

しかも、「帝國憲法」とありますが、これは通称として呼ばれてゐる略称で、正式名称は「大日本帝國憲法」です。正式な改正法であれば、略称ではなく正式名称を記載すべきですが、こんなところにも占領憲法のいかがはしさがあるのです。

また、占領憲法は、「日本国憲法」と表記されてゐますが、あくまでも「大日本帝國憲法」の改正法であれば、「日本国憲法」ではなく、「大日本帝國憲法の昭和二十一年改正」と正確に表記されるはずです。

法律名称、しかも最高法規とされる憲法名称については、もし、「大日本帝國憲法の昭和二十一年改正」を正式に「日本国憲法」と名称変更するのであれば、日本国憲法にその旨の規定が必要ですが、そんな規定はありません。公然と名称偽装がまかり通つてゐることになります。

しかも、法令の改正の場合は、どの条項をどのように改正したのかを明記しなければ、形式的連続性すらないことになります。

しかし、帝國憲法と占領憲法とは、形式的にも連続してゐないのです。

帝國憲法第73条第1項の改正手続条項によると、「此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキ」とあり、各条項ごとに改正を行ふことを規定してゐます。

つまり、「第□条を次のとおり改正する。」とか、「第□条を次のとおり変更する。」とか、「第□条を廃止する。」とか、「第□条の後に、次の条項を追加する。」といふやうに、改正された条項の対応関係が明示されてゐることが改正のための必須要件です。

そして、「改正第□条」とか、「追加第□条の一」として特定されなければなりませんが、現行憲法の補則（第十一章）にもその対応関係が明らかにされてゐないため、占領憲法は帝國憲法第73条第1項の手続に違反してゐます。

また、帝國憲法に規定のある機関（帝國議会、枢密顧問、行政裁判所など）や兵役の義務などを廃止するとの規定もありませんので、これらの機関や義務などは事実上停止されてゐるだけで、廃止されたことにはなつてゐません。

このやうに、占領憲法は、帝國憲法との形式的連続性を欠くのみならず、改正法としての改正条項の不明確さがある故に無効なのです。

また、帝國憲法は欽定憲法であり、告文や勅語、前文も憲法典と同様に憲法規範を構成します。そして、その勅語には「不磨ノ大典」とあり、さらに上諭には「将来若此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕力繼続ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議会ニ付シ議会ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕力子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ」とあります。

紛更、つまり、無闇やたらに変更することを禁止してゐるのですが、占領憲法の制定は

「紛更」そのものに該当するので無効なのです。

このやうに、形式的連續性がないことは明らかですが、実質的に見ても、帝國憲法と占領憲法は連續してゐません。

占領憲法は帝國憲法が改正できる限界を超えてゐるので無効なのです。当時の通説的見解は、前にも述べましたが、限界説です。ところが、占領憲法では、帝國憲法を変更し得ない根本規範（國體、制憲権の帰属、欽定憲法性など）の領域まで改正してゐるからです。

占領憲法でも、通説的な見解は、やはり限界説です。この点について、帝國憲法の解釈では無限界説をとり、占領憲法の解釈では限界説をとるといふような御都合主義的な見解が憲法学では通用しないことは自明のことです。

ところが、限界説に立つてゐる論者の殆どは、その理論的帰結である無効論を採らずに、有効論を唱へてゐますが、その根拠としては、八月革命説は採用してゐません。そして、これに代はりうる有効性の論拠や理由を示さないまま、論理破綻したまま単に気分だけで有効論を唱へてゐます。これが現在の全ての有効論の有様であり、このやうな、初めに結論ありきの牽強付会の主張は、およそ学問や学説の名に値しません。

占領憲法は、なにもかも不備と矛盾のある杜撰なもので、火事場泥棒が作ったやうな代物であり、これが占領憲法の正体なのです。